

中小企業の皆さま! 人手不足対策のために 女性の活躍推進に取り組んでみませんか?

【詳細はこちら】
中小企業のための
女性活躍推進
サポートサイト
<http://www.josei-suishin.mhlw.go.jp/index.html>

【お問い合わせ先】
一般財団法人女性労働協会
(委託先)
女性活躍推進センター
東京事務局
TEL:03(3456)4412
※受付時間
9:00~17:30(月~金)
E-mail:suishin@jaaww.or.jp

厚生労働省では、中小企業の女性の活躍を推進する取り組みを支援しています。中小企業の事業主、人事労務担当者の皆さま、人材確保や業績向上のために、女性社員の活躍を後押ししてみませんか。

【説明会・シンポジウムの開催】
（事前申込制・参加無料）

従業員数300人以下の中小企業の事業主、人事労務担当者向けに、女性活躍推進法の概要、企業の課題分析や行動計画策定、「えるぼし」認定取得などのポイントについてわかりやすく説明します。

説明会、シンポジウムは、全国各地で開催しています。今後の開催日程については、「中小企業のための女性活躍推進サポートサイト」をご確認ください。

【メール相談、企業個別訪問支援】（無料）

女性活躍推進分野での企業支援の専門家である「女性活躍推進アドバイザー」が、御社の女性活躍の状況（採用・就業継続・管理職割合など）の把握や、課題分析、達成すべき目標の設定などについて、メールや訪問などにより、個別にきめ細かにアドバイスします。ぜひご利用ください。

「えるぼし」認定とは

女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定し届け出た事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良な企業が、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定が受けられる制度です。

5つの評価項目「採用」「継続就業」「労働時間などの働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」のうち、基準を満たす項目数に応じて、認定が3段階に分かれます。



© metamorworks - Fotolia.com